



令和3年度 農地中間管理事業について

1 農地中間管理事業による貸借の特徴

- (1) 農地中間管理機構（（公財）富山県農林水産公社が県より指定。以下「機構」という。）は、貸し手から一旦農地を借り受け、担い手である借り手に農地を転貸します。
- (2) 地域の話合いに基づく「人・農地プラン」とセットで取り組むことで、効率的かつ効果的な農地集積・集約化を図ることができます。
- (3) 対象農地は、農業委員会で管理する農地基本台帳に登録されている農地です。
- (4) 賃借料は、金納のみ（物納は不可）です。
- (5) 賃借料は、毎年11月、機構が借り手の口座から徴収し、機構から貸し手の口座に支払います。
※手数料は、機構が全額負担します。

2 機構の農地借受について（貸し手→機構）

- (1) 機構への農地貸し付けでは、人・農地プランや借受希望者リストの情報に基づき、担い手（借り手）への貸付け調整を行います。
- (2) 貸し手と機構との貸借契約には、農用地利用集積計画（利用権の設定）による農業委員会総会での審議を経て、市の公告が必要となります。

3 機構の農地貸付について（機構→借り手）

- (1) 機構から農地を借り受けるには、通年実施される公募に応募し、借受希望者リストに登録・公表される必要があります。
- (2) 機構と借り手との貸借契約には、県の認可公告が必要となります。



4 機構集積協力金について

農地中間管理機構を通じて農地の貸し借りをすると、各種の協力金を受けられる場合があります。（交付基準につきましては、【参考】富山県農林水産公社 パンフレットよりをご覧ください。）

5 固定資産税の優遇措置について

所有する全農地（10a未満の自作地を残した全農地）を、新たに、まとめて、機構に10年以上の期間で貸し付けると、当該農地の固定資産税が以下の期間中において2分の1に軽減されます。

- ◆15年以上の期間で貸し付け・・・5年間
- ◆10年以上15年未満の期間で貸し付け・・・3年間

6 手続き期間の目安等について ～貸借の手続きに要する期間は半年程度～

No.	利用権の開始日	書類提出期限	機構へ貸付の審議 (出し手→機構)	協力金 交付年度	借賃の徴収 及び支払
1	3年11月30日	3年 10月15日	11月農業委員会	3年度	4年度 11月から 開始
2	3年12月31日	3年 11月15日	12月農業委員会		
3	4年 1月31日	4年 12月15日	1月農業委員会		
4	4年 2月28日	4年 1月14日	2月農業委員会		
5	4年 3月31日	4年 2月15日	3月初旬農業委員会	※4年度	
6	4年 4月30日	4年 3月14日	3月下旬農業委員会		
7	4年 5月31日				

(※4年度の経営転換協力金は地域集積協力金と一体的に取り組む場合のみ交付)

7 その他 ～従来の貸借制度もあります～

早急な対応が必要な場合や借受希望者でない借り手との契約、物納での契約等を希望される場合は、農地法や農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定など従来の貸借制度がありますのでご相談ください。



【お問い合わせ先】	南砺市農業再生協議会（南砺市農政課農政係）	0763-23-2016
	なんと農業協同組合 営農部 販売指導課	0763-62-0261
	となみ野農業協同組合福野支店	0763-22-3018
	となみ野農業協同組合井波中央支店	0763-82-1552
	福光農業協同組合 営農部 営農指導課	0763-52-4153